

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

**第一条** 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表総務部知事公室の部国際課の項の次に次のように加える。

市町村振興課	企画係 行政係 奈良モデル推進係 財政第一係 財政第二係 税政係
南部東部振興課	総務係

第三条第一項の表総務部の部法務文書課の項中「総務調整係」を「総務調整・文書管理係」に、「県政情報係」を「県政情報公開係」に改め、同部行政経営・ファシリテイマネジメント課の項を次のように改める。

行政・人材マネジメント課	行政マネジメント係 人材マネジメント係
--------------	---------------------

第三条第一項の表総務部の部人事課の項中「総務・給与係 庁内働き方改革推進係」を「総務・給与係」に改め、同部総務厚生センターの項中「旅費係」を「総務事務・旅費係」に改め、同部管財課の項中「管理係 財産係」を「管理係」に改め、同部情報システム課の項中「情報システム課」を「ICT推進課」に改め、同表地域振興部の部を次のように改める。

--	--

文化・  
教育・  
くらし  
創造部

どこ	進課	女性活躍推 安全課 消費・生活 安全課	興課	スポーツ振 興課 国際スポーツ交流係 地域スポーツ推進係	人権施策課	総務・同和対策調整係 啓発推進係	課	青少年・社 会活動推進 課 協働推進係 健全育成係 活動支援係	教育振興課	私学係 教育企画係	用課	文化資源活 用課 活用企画・世界遺産係 活用推進係	事務所	文化財保存 事務所 事業係 法隆寺出張所 唐招提寺出張所 薬師寺出 張所 称念寺出張所 當麻寺出張所	課	文化財保存 課 総務企画係 記念物・埋蔵文化財係 建造物係	文化振興課	文化振興係 文化芸術力向上係 大芸祭・障芸祭推 進係	企画管理室	総務予算係
----	----	------------------------------	----	---------------------------------------	-------	---------------------	---	--	-------	--------------	----	------------------------------------	-----	--	---	---	-------	-------------------------------------	-------	-------

局 性 女 ・ も ど こ	
課 こども家庭	奈良つ子は ぐくみ課
児童虐待対策係 家庭福祉係	放課後児童・手当係 奈良つ子はぐくみ係

第三条第一項の表福祉医療部医療政策局の部地域医療連携課の項中「在宅医療・医療連携推進係」を「在宅医療・医療連携係」に改め、同部病院マネジメント課の項中「医大新キャンパス整備支援係」を「施設建築支援係」に改め、同表福祉医療部の部

局 性 女 ・ も ど こ	
課 こども家庭	進 課 女性活躍推 子育て支援
児童虐待対策係 家庭福祉係	少子化対策係 女性活躍推進係 放課後児童・手当係 保育係

薬務課	薬事・献血係 振興係 薬物監視係
-----	------------------------

改め、同表くらし創造部の部を次のように改める。

水循環 ・森林	企画管理室	総務予算係
------------	-------	-------

に

を

								・景観 環境部
環境課	景観・自然	環境政策課	森林整備課	奈良の木ブ ランド課	林業振興課	水資源政策	エネルギー政策係 水循環政策係	
係 自然公園係	古都管理係 自然環境係 景観・屋外広告係 採石	きれいプロジェクト推進係 環境企画係 水環境係 生活環境係	森林環境係 治山・林道係 保安林係	ブランド戦略係 加工流通支援係 需要基盤強化係	総務企画係 森林計画係 木材生産推進係 木材育成係			

第三条第一項の表産業・雇用振興部の部中「産業・雇用振興部」を「産業・観光・雇用振興部」に、

雇用政策課	労政福祉係 能力開発係 雇用政策係
-------	-------------------------

を

観光 力向上課	雇用政策課	労政福祉係 能力開発係
観光 力向上課	もてなし力向上係 観光ブランド力向上係	

に

局	
観光プロモーション課	プロモーション推進係 新市場開発係

改め、同表農林部の部中「農林部」を「食と農の振興部」に改め、同部企画管理室の項中「企画調整係 予算経理係」を「総務予算係」に改め、同部マーケティング課の項を次のように改める。

豊かな食と農の振興課	企画係 販売・流通係 美味しい奈良推進係 食の賑わいづくり推進係
------------	---

第三条第一項の表農林部の部担い手・農地マネジメント課の項中「担い手支援係 担い手育成係」を「担い手育成・支援係」に改め、同部林業振興課の項から森林整備課の項までを削り、同表県土マネジメント部の部道路建設課の項中「事業調整係」を「事業調整係 街路係 自転車・交通環境係」に改め、同部道路環境課の項を削り、同部中

道路管理課	道路管理係 保全計画係 保全整備係
地域交通課	リニア推進係 交通戦略係

を

道路保全課	総務契約係 道路管理係 保全計画係 保全整備係
まちづくりプロジェクト推進課	交通まちづくり推進係
リニア推進 ・地域交通	リニア推進係 公共交通計画係

に改め、同

対策課	
大規模広域 防災拠点整 備課	整備推進係

部河川課の項中「河川課」を「河川整備課」に、「河川環境・水防係」を「水防災対策係」に改め、同表県土マネジメント部まちづくり推進局の部中「まちづくり推進局」を「地域デザイン推進局」に改め、同部地域デザイン推進課の項中「地域デザイン推進課」を「まちづくり連携推進課」に、「市街地整備推進係 街路係」を「市街地整備推進係」に改め、同表の備考中「地域振興部南部東部振興課」を「総務部知事公室南部東部振興課」に改め、同条第二項中「産業・雇用振興部に」を「産業・観光・雇用振興部に」に改め、同項の表の備考中「産業・雇用振興部産業振興総合センター」を「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。

第五条の表を次のように改める。

課	南部東 部振興	奥大和移住 ・交流推進 室	交流推進係 移住・雇用創造係
	うだ・アニ マルパーク 振興室	地域振興係 動物愛護管理係	
管財課	ファシリテ イマネジメ ント室	財産係 ファシリテイマネジメント係	
企画管 理室（ 術文化村整	なら歴史芸 事業推進係 組織運営係 施設整備係		

文化・ 教育・ くらし 創造部 に限る。	教育振 興課	地域福 祉課	介護保 険課	地域医 療連携 課	林業振 興課	雇用政 策課	ならの 観光力 向上課
備推進室	教育政策研 究室	監査指導室	地域包括ケ ア推進室	医師・看護 師確保対策 室	森と人の共 生推進室	外国人・人 材活用推進 室	インバウン ド戦略・宿 泊力向上室
	教育政策研究係	監査一係 監査二係	包括ケア推進係	医師対策係 看護師対策係	制度運用係 フォレスターアカデミー準備係	外国人・人材活用推進係	インバウンド戦略係 宿泊力向上係

観光プロモーション	MICE推進室	MICE誘致係
豊かな食と農の振興	中央卸売市場再整備推進室	総務調整係
まちづくり連携推進	県土利用政策室	県土利用政策係 計画調整係 土地利用係
公園緑地	奈良公園室	奈良公園整備係 奈良公園バスターミナル運営係 誘客促進対策係 奈良公園管理係
	平城宮跡事業推進室	総務管理係 事業係
県有施設 営繕 設備 推進	営繕プロジェクト推進室	建築第一係 建築第二係 設備係

備考

1 総務部知事公室南部東部振興課奥大和移住・交流推進室の位置は、橿原市常盤町とする。

2 総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室の位置は、宇



陀市大宇陀下竹とする。

- 3 食と農の振興部豊かな食と農の振興課中央卸売市場再整備推進室の位置は、大和郡山市筒井町とする。

第六条総務部の部知事公室国際課の項の次に次のように加える。

知事公室 市町村振興課

- 一 市町村振興の企画及び調整に関すること。
- 二 市町村との連携、市町村合併等に関すること。
- 三 市町村等の行政に関すること。
- 四 市町村等の財政に関すること。
- 五 市町村の税政に関すること。
- 六 市町村等の連絡調整に関すること。
- 七 選挙管理委員会に関すること。

知事公室 南部東部振興課

- 一 南部地域及び東部地域の振興に関すること。
- 二 過疎対策に関すること。
- 三 半島振興に関すること。
- 四 明日香村整備計画に関すること。

知事公室 南部東部振興課 奥大和移住・交流推進室

- 一 南部地域及び東部地域への移住の推進に関すること。
- 二 南部地域及び東部地域の交流の促進に関すること。

知事公室 南部東部振興課 うだ・アニマルパーク振興室

- 一 県営うだ・アニマルパークの管理及び運営に関すること。
- 二 鳥獣保護に関すること（農業水産振興課の所掌事務に係る部分を除く。）。
- 三 狂犬病予防、動物愛護及び飼い犬の管理等に関すること。

第六条総務部の部法務文書課の項各号を次のように改める。

- 一 公文書の管理に関すること。
- 二 公印に関すること。
- 三 県議会との連絡に関すること。
- 四 法令の審査に関すること。
- 五 政策法務及び法令の解釈に関すること。

- 六 県公報の発行に関すること。
- 七 争訟に係る事務の調整に関すること。
- 八 行政に対する不当要求行為に係る総合的な対策に関すること。
- 九 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に基づく審理員の審理手続に関すること。
- 十 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
- 十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第二百二十三条第一項に規定する移行法人に関すること。
- 十二 宗教法人に関すること。
- 十三 情報公開に関すること。
- 十四 個人情報保護に関すること。
- 十五 県民への情報提供に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 第十六条総務部の部行政経営・ファシリテイマネジメント課の項中「行政経営・ファシリテイマネジメント課」を「行政・人材マネジメント課」に改め、同項第五号から第七号までを次のように改める。
  - 五 職員の服務制度に関すること。
  - 六 職員の勤務時間その他勤務条件制度に関すること。
  - 七 組織及び定数に関すること。
- 第六条総務部の部人事課の項第一号中「服務」を「服務制度の運用」に改め、同項第二号中「給与、勤務時間その他勤務条件」を「給与制度その他勤務条件制度の運用」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同部管財課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項の次に次のように加える。
  - 管財課 ファシリテイマネジメント室
    - 一 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。
    - 二 県有資産の総合企画に関すること。
    - 三 県有資産の活用に関すること。
    - 四 公の施設の改革に関すること。
    - 五 公用車の事故処理に関すること。

第六条総務部の部情報システム課の項中「情報システム課」を「ICT推進課」に改め、同条地域振興部の部を次のように改める。

文化・教育・くらし創造部

企画管理室

一 文化・教育・くらし創造部の重要施策の企画調整及び各種計画の進行管理に関すること。

二 文化・教育・くらし創造部内の予算、決算及び経理に関すること。

三 文化・教育・くらし創造部内各課及び他の部又は局との連絡調整に関すること。

四 文化・教育・くらし創造部内他課の所掌に属しないこと。

企画管理室 なら歴史芸術文化村整備推進室

なら歴史芸術文化村に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

文化振興課

一 文化行政の総合企画及び調整に関すること。

二 文化芸術の振興に関すること。

三 奈良県大芸術祭及び奈良県障害者芸術祭に関すること。

文化財保存課

一 文化財の保存及び活用に係る企画調整に関すること。

二 有形文化財（文化財保存事務所の所管に属することを除く。）に関すること。

三 無形文化財に関すること。

四 民俗文化財に関すること。

五 埋蔵文化財に関すること。

六 史跡名勝天然記念物に関すること。

七 伝統的建造物群保存地区に関すること。

八 文化財の保存技術の保護に関すること。

九 奈良県指定文化財に関すること。

十 銃砲刀剣類の登録及び刀剣類の製作の承認に関すること。

十一 その他文化財の保存及び活用に関すること。

文化財保存事務所

一 文化財等の修理等の受託に関すること。

二 出張所に関すること。

## 文化資源活用課

- 一 歴史文化資源の活用企画に関すること。
- 二 歴史文化資源の活用推進事業に関すること。
- 三 世界遺産の登録、保全及び活用に関すること。

## 教育振興課

- 一 教育振興の総合調整に関すること（教育政策研究室の所掌に属するものを除く。）。
- 二 私立学校に関すること。
- 三 公立大学法人奈良県立大学に関すること。
- 四 大学との連携に関すること。
- 五 地域づくりの情報発信に関すること。

## 教育振興課 教育政策研究室

教育振興大綱に係る教育政策研究の総合調整に関すること。

## 青少年・社会活動推進課

- 一 青少年対策及び社会活動の推進の総合企画及び調整に関すること。
- 二 青少年健全育成の総合的推進に関すること。
- 三 生涯学習の振興に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の施行に関すること。
- 五 ボランティア活動及びNPO活動への参加促進に関すること。
- 六 NPO等の社会貢献活動を行う団体の活動支援に関すること。
- 七 多様な主体による協働の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 その他青少年対策及び社会活動の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

## 人権施策課

- 一 人権施策の総合企画及び調整に関すること。
- 二 人権啓発活動の推進に関すること。
- 三 同和対策事業の調整に関すること。

## スポーツ振興課

- 一 生涯スポーツ及び競技スポーツの企画及び調整に関すること。

- 二 社会体育施設整備に関すること。
  - 三 競技力の向上に関すること。
  - 四 スポーツ関係団体に関すること。
  - 五 スポーツ支援センターに関すること。
  - 六 国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会の開催に関すること。
  - 七 その他生涯スポーツ及び競技スポーツに関すること。
- 消費・生活安全課
- 一 食品衛生及び食品表示に関すること。
  - 二 と畜場及び食鳥処理に関すること。
  - 三 化製場等に関すること。
  - 四 製菓衛生師及び調理師に関すること。
  - 五 消費者行政及び消費生活協同組合に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - 六 理容師、美容師及びクリーニング師並びに当該施設に関すること。
  - 七 興行場、公衆浴場その他公衆の利用する施設の衛生に関すること。
  - 八 狂犬病予防、動物愛護及び飼い犬の管理等に関すること。
  - 九 生活衛生関係営業の運営の適正化に関すること。
  - 十 温泉に関すること。
  - 十一 家庭用品の安全対策に関すること。
  - 十二 墓地、埋葬等に関すること。
  - 十三 その他生活衛生に関すること。
- こども・女性局 女性活躍推進課
- 一 少子化対策・女性活躍推進行政の総合企画及び推進に関すること。
  - 二 次世代育成支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - 三 男女共同参画行政に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - 四 女性の就労支援に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- こども・女性局 奈良っ子はぐくみ課
- 一 就学前教育の推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
  - 二 保育所、放課後児童クラブ等に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

- 三 児童の健全育成に関すること。
- 四 児童手当等に関すること。

こども・女性局 こども家庭課

- 一 児童虐待対策に関すること。
- 二 要保護児童対策に関すること。
- 三 子どもの貧困対策に関すること。
- 四 ひとり親家庭等の福祉に関すること。
- 五 女性の保護及び自立支援に関すること。
- 六 配偶者等の暴力に関する相談及び支援に関すること。

第六条福祉医療部の部医療政策局地域医療連携課の項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 医療政策行政の総合企画及び調整に関すること。

第六条福祉医療部の部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 医師、看護師その他の医療従事者の働き方に関すること。

第六条福祉医療部の部医療政策局薬務課の項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同部こども・女性局女性活躍推進課の項からこども・女性局こども家庭課の項までを削り、同条くらし創造部の部を次のように改める。

水循環・森林・景観環境部

企画管理室

- 一 水循環・森林・景観環境部の重要施策の企画調整及び各種計画の進行管理に関すること。

二 水循環・森林・景観環境部内の予算、決算及び経理に関すること。

三 水循環・森林・景観環境部内各課及び他の部又は局との連絡調整に関すること。

四 水循環・森林・景観環境部内他課の所掌に属しないこと。

水資源政策課

- 一 エネルギー政策の総合企画及びエネルギービジョンの推進に関すること。
- 二 再生可能エネルギー等の利活用に関すること。
- 三 省エネ及び節電に関すること。

- 四 水資源対策に関すること。
- 五 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の施行に関すること。
- 六 簡易水道事業の基盤強化に関すること。
- 七 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）の施行に関すること。
- 八 河川の環境に関すること。

#### 林業振興課

- 一 林務行政の総合企画及び調整に関すること。
- 二 地域森林計画及び森林経営計画に関すること。
- 三 木材生産林に関すること。
- 四 林業種苗及び特用林産物に関すること。
- 五 森林組合及び入会林野に関すること。
- 六 林業の担い手育成及び林業技術の改善普及に関すること。
- 七 林業金融に関すること。
- 八 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

#### 林業振興課 森と人の共生推進室

新たな森林環境管理制度の推進に関すること。

#### 奈良の木ブランド課

- 一 木材利用施策の企画及び調整に関すること。
- 二 県産材の利用推進及び販路拡大に関すること。
- 三 木材の流通及び加工に関すること。
- 四 木材・木製品製造業に関すること。

#### 森林整備課

- 一 森林保全整備及び環境保全林に関すること。
- 二 里山づくりに関すること。
- 三 森林環境税の活用に関すること。
- 四 林道及び治山事業に関すること。
- 五 森林保険に関すること。
- 六 保安林及び保安施設地区に関すること。
- 七 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に基づく開発行為に関すること。

八 緑化推進に関すること。

#### 環境政策課

- 一 環境政策の総合企画及び調整に関すること。
- 二 環境保全意識の高揚に関すること。
- 三 環境保全活動の推進に関すること。
- 四 環境影響評価に関すること。
- 五 公害の防止に関する法令の施行に関すること。
- 六 公害の苦情及び紛争の処理に関すること。
- 七 その他環境の保全に関すること。

#### 廃棄物対策課

- 一 循環型社会の形成推進に関すること。
  - 二 廃棄物対策の企画、調整及び推進に関すること。
  - 三 廃棄物の適正処理に関すること。
  - 四 廃棄物処理施設に関すること。
  - 五 その他廃棄物対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 景観・自然環境課

- 一 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）の施行に関すること。
- 二 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）の施行に関すること。
- 三 景観法（平成十六年法律第百十号）及び奈良県景観条例（平成二十一年三月奈良県条例第四十九号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 屋外広告物に関すること。
- 五 砂利採取の規制（河川管理者の権限に属するものを除く。）及び採石の規制に関すること。
- 六 自然環境保全条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十二号）の施行に関すること。
- 七 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の施行に関すること。
- 八 自然公園の整備及び利用に関すること。
- 九 生物多様性の保全及び希少野生動植物の保護に関すること。



第六条産業・雇用振興部の部中「産業・雇用振興部」を「産業・観光・雇用振興部」に改め、同部産業振興総合センターの項第六号中「計量法」の下に「（平成四年法律第五十一号）」を加え、同部雇用政策課の項第六号を削り、同項の次に次のように加える。

雇用政策課 外国人・人材活用推進室

- 一 外国人の就労及び支援の調整に関する事（他課の所掌に属するものを除く）。
- 二 学生、若年無業者、高齢者及び離職者の雇用に関する事。

観光局 ならの観光力向上課

- 一 観光行政の総合企画及び調整に関する事。
- 二 地域観光力向上の企画及び推進に関する事。
- 三 観光客の受入体制の推進に関する事。
- 四 通訳案内士に関する事。
- 五 奈良県外国人観光客交流館に関する事。

観光局 ならの観光力向上課 インバウンド戦略・宿泊力向上室

- 一 観光統計に関する事。
- 二 住宅宿泊事業に関する事。
- 三 旅館業に関する事。
- 四 旅行業に関する事。
- 五 インバウンド観光戦略に関する事。

観光局 観光プロモーション課

- 一 国内外の観光誘客の推進に関する事。
- 二 観光情報の発信に関する事。
- 三 旅行商品の造成に関する事。
- 四 一般財団法人奈良県ビクターズビューローに関する事。

観光局 観光プロモーション課 MICE推進室

- 一 MICEの誘致に関する事。
- 二 奈良春日野国際フォーラムに関する事。

第六条農林部の部中「農林部」を「食と農の振興部」に改め、同部マーケティング課の項を次のように改める。

## 豊かな食と農の振興課

- 一 食と農の振興政策の総合企画及び調整に関すること。
- 二 農産物の新たな商品開発及び販路拡大に関すること。
- 三 農産物の生産、流通、加工及び消費の総合調整に関すること。
- 四 食の魅力の向上に関すること。
- 五 食と農のツーリズムに関すること。
- 六 なら食と農の魅力創造国際大学校に関すること。

第六条農林部の部マーケティング課中央卸売市場再整備準備室の項中「マーケティング課 中央卸売市場再整備準備室」を「豊かな食と農の振興課 中央卸売市場再整備推進室」に改め、同部担い手・農地マネジメント課の項第十三号を削り、同部農村振興課の項第二号中「都市と農村の交流」を「農村地域づくり」に改め、同部林業振興課の項から森林整備課の項までを削り、同条県土マネジメント部の部道路建設課の項中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号の次に次の三号を加える。

- 五 交通環境施策に関すること。
- 六 自転車利用施策に関すること。
- 七 街路事業に関すること。

第六条県土マネジメント部の部道路環境課の項を削り、同部道路管理課の項中「道路管理課」を「道路保全課」に改め、同項に次の一号を加える。

- 四 道路の交通安全施設に関すること。

第六条県土マネジメント部の部地域交通課の項の前に次のように加える。

### まちづくりプロジェクト推進課

大和西大寺駅周辺地区（平城宮跡周辺踏切道対策を含む。）、八条大安寺周辺地区（A Iタウン構想）及び近鉄郡山駅周辺地区のまちづくりに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条県土マネジメント部の部地域交通課の項中「地域交通課」を「リニア推進・地域交通対策課」に改め、同項の次に次のように加える。

### 大規模広域防災拠点整備課

大規模広域防災拠点の整備に関すること。

第六条県土マネジメント部の部河川課の項中「河川課」を「河川整備課」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同部砂防・災害対策課の項第四号中「土



<p>査所 品衛生検 奈良県食</p>	<p>奈良県立 橿原公苑</p>	<p>センター</p>
<p>町 市丹後庄 大和郡山</p>	<p>橿原市畝 傍町</p>	<p>均吐山町</p>
<p>全域 除く県の 奈良市を</p>		
<p>二と畜場、食鳥処理 場及び中央卸売市場</p> <p>一と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）に基づく事務</p>	<p>三 利用者のスポーツ指導、トレーニング教室及びスポーツ教室に関すること。</p> <p>二 橿原公苑の管理運営に関すること（明日香庭球場を含む）。</p> <p>一 一般公衆のスポーツ及び文化に関する関心を高め、その普及と向上発展に関すること。</p>	<p>三 青少年指導者の研修に関すること。</p> <p>四 その他野外活動センターの設置目的を達成するための事業を行うこと。</p>
<p>消費・生活安全課</p>		<p>スポーツ振興課</p>

<p>1 奈良県女性センター</p>	<p>奈良県消費生活センター</p>	
<p>奈良市東向町</p>	<p>奈良市三条本町、大和高田市片塩町</p>	
<p>一 婦人の文化の普及振興に関すること。 二 婦人の能力開発及び健康増進その他の婦人問題に関する講座の開設並びに講習会及び研修会の開催に関すること。</p>	<p>一 食品及び消費生活の相談に関すること。 二 食品の安定性の確保に関する情報及び消費者に対する啓発のための情報の収集及び提供に関すること。 三 商品のテストに関すること。 四 その他センターの設置目的を達成するための事業を行うこと。</p>	<p>における食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づく事務</p>
<p>女性活躍推進課</p>		

<p>奈良県中 央こども 家庭相談 センター</p>	<p>奈良市紀 寺町</p>	<p>奈良市、 大和郡山 市、天理 市、桜井 市、生駒 市、宇陀 市、山辺 郡、生駒 郡、磯城 郡、宇陀 郡（所掌 事務の欄 第三号か ら第五号 までの事 務につい ては、県 の全域）</p>	<p>三 婦人問題に関する 調査研究並びに情報 の収集及び提供に関 すること。 四 婦人問題に関する 相談に応ずること。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p>奈良県高</p>	<p>大和高田</p>	<p>大和高田 市、橿原 市、五條 市、御所</p>	<p>一 児童及び女性の各 般の問題につき、相</p>	

田こども 家庭相談 センター	市大字大 中	市、香芝 市、龍城 市、高市 郡、北葛 城郡、吉 野郡	談に応ずること。 二 児童の心理判定等 を行うこと。
奈良県立 精華学院	奈良市高 樋町		児童の自立支援に関する こと。

別表第一奈良県外国人観光客交流館の項を削り、同表奈良県障害者総合支援センタ  
ーから奈良県立登美学園までの項中

奈良県立 筒井寮	大和郡山 市丹後庄 町		障害のある児童（主と して盲児及びろうあ児 ）を入所させ、保護す るとともに自立自活に 必要な指導及び援助を 行うこと。
奈良県立 登美学園	奈良市菅 野台		障害のある児童（主と して知的障害児）を入 所させ、保護するとと もに自立自活に必要な 知識技能を与えること。

を

奈良県立	奈良市菅		障害のある児童（主と して知的障害のある児 童、盲児及びろうあ児
------	------	--	--

藤の木学 園	野台	（を入所させ、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行うこと。	に改め、同表奈良県
-----------	----	----------------------------------	-----------

薬事研究センターの項中「御所市大字御所」を「桜井市大字池之内」に改め、同項の次に次のように加える。

奈良県森 林技術セ ンター	高市郡高 取町	<p>一 林業経営及び造林 についての試験研究 に関すること。</p> <p>二 木材の加工及び木 材化学についての試 験研究に関すること。</p> <p>三 その他林業に関す る試験研究、分析及 び指導に関すること。</p> <p>四 県営林の管理運営 及び施業提案に関す ること。</p> <p>五 森林経営管理制度 の実行・指導に関す ること。</p>	林業振興課
---------------------	------------	---	-------

別表第一奈良県女性センターの項から奈良県食品衛生検査所及び奈良県消費生活センターの項までを削り、同表奈良労働会館から奈良県産業会館までの項の次に次のように加える。

		一 観光案内に関する こと。	ならの観光力向上 課
--	--	-------------------	---------------



奈良県外 国人観光 客交流館	奈良市池 之町	二 外国人観光客の宿 泊等の利便を図るこ と。 三 外国人観光客に対 し、日本文化等の体 験及び奈良の産物等 を紹介すること。 四 その他外国人観光 客交流館の設置目的 を達成するために必 要な事業	
奈良春日 野国際フ ォーラム	奈良市春 日野町	一 奈良春日野国際フ ォーラムの管理運営 に関すること。 二 伝統芸能の振興、 国際交流の促進等に 関すること。	M I C E推進室

別表第一奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項中「農林部企画管理室」を「食と農の振興部企画管理室」に改め、同項の次に次のように加える。

なら食と 農の魅力 創造国際 大学校	桜井市大 字高家	一 農業経営者の育成 に関すること。 二 飲食サービス業界 で活躍する人材の育 成に関すること。	豊かな食と農の振 興課
-----------------------------	-------------	--	----------------

別表第一奈良県中央卸売市場の項中「マーケティング課」を「中央卸売市場再整備

推進室」に改め、同表なら食と農の魅力創造国際大学校の項及び奈良県森林技術センターの項を削り、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項の次に次のように加える。

幹線街路 整備事務 所	奈良市法 蓮町	西九条佐保線街路事業 に関する事 こと。	道路建設課
-------------------	------------	----------------------------	-------

別表第一奈良県ヘリポート管理事務所の項中「地域交通課」を「リニア推進・地域交通対策課」に改め、同表幹線街路整備事務所の項を削り、同表奈良公園事務所及び奈良春日野国際フォーラムの項を次のように改める。

奈良公園 事務所	奈良市芝 辻町	一 奈良公園の管理及び整備に関する事 こと。 二 平城宮跡等の整備 に関する事 こと。	奈良公園室
-------------	------------	---	-------

別表第二奈良県自動車税事務所の項所掌事務の欄自動車税第一課の款第一号中「その他」を「その他」に改め、同欄自動車税第二課の款を次のように改める。

自動車税第二課

自動車税の賦課徴収に関する事  
こと。

別表第二奈良県自動車税事務所の項所掌事務の欄徴収課の款第一号中「自動車取得税、」を削り、同表奈良県立橿原考古学研究所の項を次のように改める。

総務課			
芸 課	学 資 料	画 課	企 企 画
総務課			
一 研究所内における人事、予算、 決算その他庶務（附属博物館に係 るものを含む。）に関する事 こと。 二 その他他課の所掌に属さない事 項			

奈良県立  
橿原考古  
学研究所

部  
学芸

課  
企画

一 重要施策の企画調整及び推進に  
関すること。

二 遺跡等に関する学術的及び専門  
的な調査並びに研究成果の普及（  
企画展示・研究等）に関すること。  
三 広報等情報発信に関すること。  
四 市町村との連携に関すること。  
五 発掘調査業務の契約に関するこ  
と。

資料課

一 考古資料（附属博物館において  
常設展示されるものを除く。）及  
びその関連資料の収集及び保管に  
関すること。

二 遺物の保存処理に関すること。

三 展示・保管施設及び展示資料の  
環境管理に関すること。

学芸課

一 考古資料及び遺跡等に関する資  
料（附属博物館において常設展示  
されるものに限る。）の保管及び  
展示に関すること。

二 考古資料及び遺跡等に関する教  
育普及、講演会等の開催に関する  
こと。

調査課

一 遺跡等の学術的、専門的調査及  
びその指導に関すること。

二 遺跡等の調査報告書その他遺跡

等に関する刊行物に関する事。

別表第二奈良県立図書館の項の次に次のように加える。

<p>奈良県食 品衛生検 査所</p>	<p>食肉検査 課 市場食品 検査課</p>	<p>食肉検査課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 所内の庶務に関する事。</li> <li>二 と畜検査及びと畜場の衛生に関する事。</li> <li>三 食肉の衛生に関する事。</li> <li>四 食鳥検査及び食鳥処理場の衛生に関する事。</li> <li>五 その他他課の主管に属しないこと。</li> </ol> <p>市場食品検査課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 奈良県中央卸売市場（以下「市場」という。）内で取り扱う食品等の収去及び試験検査に関する事。</li> <li>二 市場内の営業用施設及び市場内で取り扱う食品等の監視又は指導に関する事。</li> <li>三 市場内の食品関係者の衛生指導に関する事。</li> <li>四 その他市場内の食品衛生及び食品表示に関する事。</li> </ol>	<p>奈良県食品衛生検査所市場食品検査課の位置は、大和郡山市筒井町（市場内）とする。</p>
<p>奈良県消費生活センター</p>	<p>中南和相談所</p>	<p>中南和相談所 消費生活の相談に関する事。</p>	<p>中南和相談所の位置は、大和高田市片塩町とする。</p>

<p>奈良県中 央こども 家庭相談 センター</p>	<p>保護課 こども相 談課 こども支 援課 女性相談 課</p>	<p>保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 所内における人事、予算その他庶務に関すること。</li> <li>二 児童の一時保護に関すること。</li> <li>三 その他他課の主管に属しないこと。</li> </ul> <p>こども相談課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 児童についての相談に関すること。</li> <li>二 児童及びその家庭についての調査並びに医学的、心理学的、教育的、社会的及び精神衛生上の判定に関すること。</li> <li>三 児童及びその保護者についての指導に関すること。</li> <li>四 児童の施設入所に関すること。</li> </ul> <p>こども支援課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 児童虐待についての相談に関すること。</li> <li>二 児童虐待を受けた児童の保護及び支援並びに保護者に対する指導に関すること。</li> </ul> <p>女性相談課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 女性についての相談に関すること。</li> <li>二 女性の一時保護に関すること。</li> <li>三 女性の自立支援に関すること。</li> <li>四 配偶者暴力相談支援センターの業務に関すること。</li> </ul>
--	---	---

別表第二奈良県保健研究センターから奈良県吉野福祉事務所までの項の次に次のように加える。

<p>奈良県森林技術センター</p>	<p>総務企画課 森林資源課 木材利用課 森林管理市町村連携課</p>	<p>総務企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 所内における人事、予算、決算その他庶務に関する事。</li> <li>二 試験研究及び普及活動に係る企画及び総合調整に関する事。</li> <li>三 林業経営の試験研究等に関する事。</li> <li>四 その他他課の主管に属しないこと。</li> </ul> <p>森林資源課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 育林の試験研究等に関する事。</li> <li>二 森林保護の試験研究等に関する事。</li> <li>三 特用林産の試験研究等に関する事。</li> </ul> <p>木材利用課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 木材の利用、加工の試験研究等に関する事。</li> <li>二 木材の乾燥の試験研究等に関する事。</li> <li>三 木材の材質及び強度の試験研究等に関する事。</li> <li>四 木材化学、木材の保存の試験研究等に関する事。</li> </ul> <p>森林管理市町村連携課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 県営林の管理経営に関する事。</li> </ul>	
--------------------	---	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 森林の施業提案に関すること。</li> <li>三 森林経営管理制度の実行・指導に関すること。</li> </ul>	

別表第二奈良県中央子ども家庭相談センターの項から奈良県消費生活センターの項までを削り、同表奈良県立高等技術専門校の項の次に次のように加える。

奈良春日野国際フォーラム		
	総務課	
	<p>総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 奈良春日野国際フォーラムにおける人事、予算、決算その他庶務に関すること。</li> <li>二 奈良春日野国際フォーラムの維持及び管理に関すること。</li> <li>三 奈良春日野国際フォーラム事業の企画及び広報に関すること。</li> </ul>	

別表第二奈良県北部農林振興事務所から奈良県南部農林振興事務所までの項の次に次のように加える。

なら食と農の魅力創造国際	総務企画課	
なら食と農の魅力創造国際	アグリマネジメント学科	
	<p>総務企画課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 校内における人事、予算、決算、庁舎管理、施設管理その他庶務に関すること。</li> <li>二 なら食と農の魅力創造国際大学校を核とした賑わいづくりに関すること。</li> <li>三 その他他課の主管に属さないこと。</li> </ul> <p>アグリマネジメント学科</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 研修計画等の総合調整に関する</li> </ul>	<p>アグリマネジメント学科の位置は、桜井市大字池之内とする。</p>

を

工務第一	管理課	用地課	課	計画調整	庶務課
------	-----	-----	---	------	-----

に、

山土木事	奈良県郡	課	計画調整	庶務課
用地課				

を

山土木事	奈良県郡	課	計画調整	庶務課
管理課	用地課			

課	幹線建設	課	ダム管理	工務課	管理課	用地課	課	計画調整	庶務課
---	------	---	------	-----	-----	-----	---	------	-----

削り、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項中

別表第二なら食と農の魅力創造国際大学校の項及び奈良県森林技術センターの項を

大学校	フードクリエイトイブ学科
	<p>こと。</p> <p>二 学生、研修生の募集、入学、退学、休学、卒業等に関すること。</p> <p>三 学生、研修生の研修等に関すること。</p> <p>四 学生の生活指導、進路指導及び福利厚生 の総括に関すること。</p> <p>フードクリエイティブ学科</p> <p>アグリマネジメント学科の所掌事務と同様とする。</p>



課	工務第二	課	ダム管理	課
---	------	---	------	---

務所		
管理課	工務課	建築課

務所		
工務課	幹線建設	建築課

に改め、同項所掌事務の欄工務課の款第十一号中「奈良土木事務所、」を削り、

同款中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、同款の次に次のように加える。

工務第一課（奈良土木事務所に限る。）

次の各号に掲げるとおりとする。ただし、計画調整課に係るものを除く。

- 一 道路事業に係る工務課の第一号から第七号まで及び第十三号に関すること（工務第二課（奈良土木事務所に限る。）に係るものを除く。）。
  - 二 道路橋りょうの保全に関すること。
  - 三 幹線道路の整備に関すること。
  - 四 中町ランプ及び中町等の駐車場整備に関すること。
- 工務第二課（奈良土木事務所に限る。）

次の各号に掲げるとおりとする。ただし、計画調整課に係るものを除く。

- 一 河川及び砂防事業に係る工務課の第一号から第七号まで及び第十三号に関すること。

二 道路及び河川の維持補修に関すること。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項所掌事務の欄工務第一課の款中「工務第一課」及び「工務第二課」の下に「(吉野土木事務所及び五條土木事務所に限る。)」を加え、同欄工務第二課の款中「工務第二課」の下に「(吉野土木事務所及び五條土木事務所に限る。)」を加え、同欄幹線建設課の款を次のように改める。

幹線建設課

管轄区域内の幹線道路の整備に関すること。

別表第二奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項の次に次のように加える。

幹線街路 整備事務 所	用地課 建設課	<p>用地課</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 所内における人事、予算、決算その他庶務に関すること。</li><li>二 器具、機械その他物品の管理に関すること。</li><li>三 工事の契約に関すること。</li><li>四 建設工事に必要な土地の取得及び地上物件の移転に関すること。</li><li>五 事業の広報活動に関すること。</li><li>六 不動産の登記に関すること。</li><li>七 その他建設課の主管に属しないこと。</li></ol> <p>建設課</p> <ol style="list-style-type: none"><li>一 西九条佐保線の整備に関すること。</li><li>二 工事の計画及び事業費並びに進捗に関すること。</li><li>三 工事の調査及び調整に関すること。</li></ol>
-------------------	------------	--

	<p>四 工事の施工及び指導監督に関すること。</p> <p>五 工事の検査に関すること。</p> <p>六 工사용器具、機械及び資材の検収に関すること。</p> <p>七 その他工事の技術に関すること。</p>

別表第二幹線街路整備事務所の項を削り、同表奈良公園事務所の項所掌事務の欄管理課の款第三号中「整備」を「管理」に改め、同欄整備課の款第一号から第六号までの規定中「奈良公園」の下に「及び平城宮跡歴史公園」を加え、同表奈良春日野国際フォーラムの項を削り、同表奈良県営住宅管理事務所の項中「奈良県営住宅管理事務所」を「県営住宅管理事務所」に改め、同項所掌事務の欄総務入居課の款第一号中「その他」を「その他」に改め、同款第四号中「、収納」を「及び収納」に改める。（職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

**第二条** 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 文化・教育・くらし創造部にこども・女性局長

第三条第一項第四号中「、医療政策局長及びこども・女性局長」を「及び医療政策局長」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 産業・観光・雇用振興部に観光局長

第三条第一項第六号中「まちづくり推進局長」を「地域デザイン推進局長」に改め、同項第十一号中「地域振興部文化財保存事務所」を「文化・教育・くらし創造部文化財保存事務所」に改め、同項第十二号中「産業・雇用振興部産業振興総合センター」を「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」に改め、同条第三項中「危機管理監及び南部東部振興監」を「南部東部振興監、危機管理監及び政策統括官」に改める。

第四条第一項中「（檀原考古学研究所にあっては、事務職員である副所長）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる出先機関にあっては、当該各号に定める者をその長と

する。

一 奈良県立橿原考古学研究所 事務職員である副所長

二 奈良県立図書情報館 副館長

三 なら食と農の魅力創造国際大学校 副校長

第四条第二項中「又は班長」を、「班長又は総括技能員」に改める。

第六条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 南部東部振興監は、上司の命を受け、南部地域及び東部地域の振興に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

第六条第五項中「観光局長」を「こども・女性局長」に、「観光局の」を「こども・女性局の」に改め、同条第八項中「こども・女性局長」を「観光局長」に、「こども・女性局の」を「観光局の」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 政策統括官は、上司の命を受け、主要なまちづくりプロジェクトの推進、リニア中央新幹線の推進、地域交通対策及び大規模広域防災拠点の整備に関する事務を掌理し、当該事務を担当する職員を指揮監督する。

第六条第十項中「まちづくり推進局長」を「地域デザイン推進局長」に、「まちづくり推進局の」を「地域デザイン推進局の」に改める。

第七条第二項中「及び技監」を、「技監、道路政策官及び河川政策官」に改める。

第八条第四項中「又は班長」を、「班長又は総括技能員」に改める。

別表第一橿原考古学研究所の項中「副所長」の下に「、附属博物館長」を加え、同表橿原考古学研究所附属博物館の項を削り、同表図書情報館の項の次に次のように加える。

野外活動センター	所長、次長
橿原公苑	公苑長、次長
食品衛生検査所	所長、課長
消費生活センター	所長、副所長、中南和相談所長
女性センター	所長、次長
中央こども家庭相談センター	所長、次長、課長
高田こども家庭相談センター	所長、次長

ター  
精華学院

院長、次長

別表第一外国人観光客交流館の項及び筒井寮の項を削り、同表登美学園の項中「登美学園」を「藤の木学園」に改め、同表薬事研究センターの項の次に次のように加える。

—— 森林技術センター

—— 所長、副所長、課長

別表第一女性センターの項から消費生活センターの項までを削り、同表産業会館の項の次に次のように加える。

—— 外国人観光客交流館

—— 館長

—— 奈良春日野国際フォーラム

—— 館長、課長

別表第一農林振興事務所の項の次に次のように加える。

—— なら食と農の魅力創造国

—— 校長、副校長、課長、学科長

—— 際大学校

別表第一畜産技術センターの項中「所長」の下に「副所長」を加え、同表なら食と農の魅力創造国際大学の項及び森林技術センターの項を削り、同表土木事務所の項の次に次のように加える。

—— 幹線街路整備事務所

—— 所長、次長、課長

別表第一幹線街路整備事務所の項及び奈良春日野国際フォーラムの項を削る。

(奈良県標準的な職を定める規則の一部改正)

**第三条** 奈良県標準的な職を定める規則(平成二十八年三月奈良県規則第五十八号)の

一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第一号中「橿原文化会館」を「橿原文化会館」に、「及び副所長、橿原考古学研究所附属博物館」を「副所長及び附属博物館長」に、「及び図書情報館」を「図書情報館及び奈良春日野国際フォーラム」に、「土木事務所」を「並びに土木事務所」に改め、「並びに奈良春日野国際フォーラムの館長」を削り、同欄第二号中「司書監」の下に「野外活動センターの所長及び次長、橿原公苑の公苑長、消費生活センターの所長及び副所長、女性センターの所長、中央こども家庭相談センターの所長及び次長、高田こども家庭相談センターの所長、精華学院の院長」を加え、「筒井寮の寮長、登美学園の園長、女性センターの所長、中央こども家

庭相談センターの所長及び次長、高田こども家庭相談センターの所長、精華学院の院長、野外活動センターの所長及び次長、橿原公苑の公苑長、消費生活センターの所長及び副所長」を「藤の木学園の園長」に改め、「農林振興事務所の所長及び次長」の下に、「なら食と農の魅力創造国際大学校の校長及び副校長」を加え、「なら食と農の魅力創造国際大学校の校長及び副校長」を削り、「土木事務所の次長」の下に、「幹線街路整備事務所の所長及び次長」を加え、「幹線街路整備事務所、」を削り、同欄第三号中「自治研修所の課長、」を「自治研修所及び」に改め、「美術館」の下に、「橿原考古学研究所」を加え、「外国人観光客交流館の館長」を「橿原公苑の次長、消費生活センターの中南和相談所長、女性センターの次長、中央こども家庭相談センターの課長、高田こども家庭相談センター及び精華学院の次長」に、「筒井寮、登美学園、」を「藤の木学園及び」に、「及び女性センターの次長、中央こども家庭相談センターの課長、高田こども家庭相談センター、精華学院及び橿原公苑の次長、消費生活センターの中南和相談所長」を「の次長、森林技術センター及び」に、「産業会議館の館長、」を「産業会議及び外国人観光客交流館の館長、奈良春日野国際フォーラム及び」に改め、「農林振興事務所の課長」の下に、「なら食と農の魅力創造国際大学校の課長及び学科長」を加え、「及び畜産技術センターの課長、なら食と農の魅力創造国際大学校の課長、学科長及び副学科長、森林技術センター及び土木事務所の課長」を、「畜産技術センター、土木事務所及び幹線街路整備事務所の課長」に改め、「幹線街路整備事務所、」及び「奈良春日野国際フォーラム」を削り、同表二の項第二欄第二号中「橿原考古学研究所附属博物館の副館長」を削り、「薬事研究センターの所長」の下に、「森林技術センターの所長及び副所長」を加え、「畜産技術センターの所長並びに森林技術センターの所長及び副所長」を「並びに畜産技術センターの所長及び副所長」に改め、同欄第三号中「橿原考古学研究所附属博物館の課長」を削り、「薬事研究センター及び」を「薬事研究センターの統括主任研究員、森林技術センターの課長、」に改め、「及び森林技術センター」を削り、同表四の項第二欄第二号中「別表第一に規定する」の下に「食品衛生検査所及び」を加え、「食品衛生検査所及び」を削り、同表五の項第二欄第一号中「保健所の課長、郡山保健所の難病相談支援センター所長及び中央こども家庭相談センターの課長」を「中央こども家庭相談センター及び保健所の課長並びに郡山保健所の難病相談支援センター所長」に改め、同表六の項第一欄中「筒井寮に勤務する保育士及び児童指導員、登美学園」

を「藤の木学園」に改め、同項第二欄第一号中「筒井寮、登美学園」を「藤の木学園」に改め、同表七の項第二欄第一号中「守衛長」の下に、「第四条第二項に規定する総括技能員」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に次の表の上欄に掲げる部の部長、局長、理事、次長又は主任調整員に補せられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる部の部長、局長、理事、次長又は主任調整員に補せられたものとする。

地域振興部	文化・教育・くらし創造部
地域振興部観光局	産業・観光・雇用振興部観光局
福祉医療部こども・女性局	文化・教育・くらし創造部こども・女性局
くらし創造部	水循環・森林・景観環境部
産業・雇用振興部	産業・観光・雇用振興部
農林部	食と農の振興部
県土マネジメント部まちづくり推進局	県土マネジメント部地域デザイン推進局

3 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる課の部長、課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、所長補佐、主任調整員、主任企画員、統括主任研究員、副主幹、係長、

調整員、総括研究員若しくは出張所主任に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられて  
 いる者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる課  
 の部長、課長、室長、参事、主幹、課長補佐、室長補佐、所長補佐、主任調整員、主  
 任企画員、統括主任研究員、副主任、係長、調整員、総括研究員若しくは出張所主任  
 に補せられ、又は当該課に勤務を命ぜられたものとする。

総務部行政経営・ファシリテイマネジ メント課	総務部行政・人材マネジメント課
総務部情報システム課	総務部ICT推進課
地域振興部企画管理室	文化・教育・くらし創造部企画管理室
地域振興部企画管理室なら歴史芸術文 化村整備推進室	文化・教育・くらし創造部企画管理室 なら歴史芸術文化村整備推進室
地域振興部市町村振興課	総務部知事公室市町村振興課
地域振興部南部東部振興課	総務部知事公室南部東部振興課
地域振興部南部東部振興課奥大和移住 ・交流推進室	総務部知事公室南部東部振興課奥大和 移住・交流推進室
地域振興部南部東部振興課うだ・アニ マルパーク振興室	総務部知事公室南部東部振興課うだ・ アニマルパーク振興室
地域振興部エネルギー・土地水資源調 整課	水循環・森林・景観環境部水資源政策 課
地域振興部文化振興課	文化・教育・くらし創造部文化振興課





	産業・雇用振興部企画管理室	くらし創造部企画管理室	くらし創造部人権施策課	くらし創造部消費・生活安全課	くらし創造部環境政策課	くらし創造部環境政策課	くらし創造部環境政策課	くらし創造部消費・生活安全課	くらし創造部スポーツ振興課	くらし創造部青少年・社会活動推進課	くらし創造部企画管理室
産業・雇用振興部産業振興総合センター	産業・雇用振興部産業政策課	産業・雇用振興部地域産業課	産業・雇用振興部企画管理室	環境課	くらし創造部景観・環境局廃棄物対策	くらし創造部景観・環境局廃棄物対策	くらし創造部景観・環境局廃棄物対策	くらし創造部消費・生活安全課	くらし創造部スポーツ振興課	くらし創造部青少年・社会活動推進課	くらし創造部企画管理室
産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター	産業・観光・雇用振興部産業政策課	産業・観光・雇用振興部地域産業課	産業・観光・雇用振興部企画管理室	環境課	水循環・森林・景観環境部景観・自然	水循環・森林・景観環境部景観・自然	水循環・森林・景観環境部環境政策課	文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課	文化・教育・くらし創造部スポーツ振興課	文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課	水循環・森林・景観環境部企画管理室





県土マネジメント部まちづくり推進局 建築安全推進課	県土マネジメント部まちづくり推進局 県有施設営繕課	県土マネジメント部地域デザイン推進局 局有施設営繕課
県土マネジメント部まちづくり推進局 県有施設営繕課 プロジェクト推進室	県土マネジメント部地域デザイン推進局 局有施設営繕課 プロジェクト推進室	

4 施行日の前日に次の表の上欄に掲げる機関の園長、次長、課長、主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられている者で、別に辞令の発せられないものは、施行日にそれぞれ同表の下欄に掲げる機関の園長、次長、課長、主幹若しくは係長に補せられ、又は当該機関に勤務を命ぜられたものとする。

檀原考古学研究所企画部	檀原考古学研究所企画学芸部
奈良県立登美学園	奈良県立藤の木学園
奈良土木事務所工務課	奈良土木事務所工務第一課

(奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会規則の一部改正)

5 奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会規則(平成二十七年三月奈良県規則第百二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「総務部行政経営・ファシリテイマネジメント課」を「総務部管財課ファシリテイマネジメント室」に改める。

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

6 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項中「地域振興部うだ・アニマルパーク振興室」を「総務部知事公

室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室」に改める。

別表第二の四級の項中「副看守長」の下に「総括技能員」を加える。

(自動車の管理及び使用に関する規則の一部改正)

7 自動車の管理及び使用に関する規則(昭和四十三年五月奈良県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「センター」の下に「事務所」を加え、「事務所」を削り、同条第五項中「及びうだ・アニマルパーク振興室を除く。」及びセンター(産業振興総合センターを除く。)」を「うだ・アニマルパーク振興室及び中央卸売市場再整備推進室を除く。)、センター(産業振興総合センターを除く。))及び事務所」に、「室及び事務所」を「及び室」に改める。

第七条の二、第十一条、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十四条中「管財課長」を「ファシリテイマネジメント室長」に改める。

第二号様式及び第四号様式から第七号様式までの規定中「岬岬岬」を「ムムムムムムムムムム」に改める。

(奈良県庁舎管理規則の一部改正)

8 奈良県庁舎管理規則(昭和四十四年六月奈良県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表本庁庁舎(議会棟並びに地域振興部南部東部振興課奥大和移住・交流推進室が所管する奥大和移住定住交流センター、地域振興部南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、産業・雇用振興部産業振興総合センター及び警察本部の用に供する部分を除く。))及びその構内の項中「地域振興部南部東部振興課奥大和移住・交流推進室」を「総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、産業・雇用振興部産業振興総合センター」を「総務部知事公室南部東部振興課うだ・アニマルパーク振興室、産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」に改め、同表分庁舎(地域振興部南部東部振興課奥大和移住・交流推進室が所管する奥大和移住定住交流センターの用に供する部分に限る。))及びその構内の項から分庁舎(産業・雇用振興部産業振興総合センターの用に供する部分に限る。))及びその構内)の項までを次のように改める。

分庁舎(総務部

南部東部振興監

総務部知事公室南部東部振興課奥大和移

<p>知事公室南部東 部振興課奥大和 移住・交流推進 室が所管する奥 大和移住定住交 流センターの用 に供する部分に 限る。）及びそ の構内</p>		<p>住・交流推進室長</p>
<p>分庁舎（総務部 知事公室南部東 部振興課うだ・ アニマルパーク 振興室の用に供 する部分に限る。 ）及びその構内</p>	<p>南部東部振興監</p>	<p>総務部知事公室南部東部振興課うだ・ア ニマルパーク振興室長</p>
<p>分庁舎（産業・ 観光・雇用振興 部産業振興総合 センターの用に 供する部分に限 る。）及びその 構内</p>	<p>産業・観光・雇 用振興部長</p>	<p>産業・観光・雇用振興部産業振興総合セ ンター所長</p>

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

<p>室又は場所</p>	<p>室管理者</p>
--------------	-------------

<p>本庁庁舎の当該各課（室、センター及び事務所）の室</p>	<p>知事室</p>	<p>副知事室</p>	<p>特別室</p>	<p>待合ロビー</p>	<p>危機管理監室</p>	<p>知事公室長室</p>	<p>屋上ギャラリ</p>	<p>選挙管理委員会委員室</p>	<p>南部東部振興監室</p>	<p>総務部長室</p>	<p>法令審査室</p>	<p>査定室</p>	<p>文化・教育・くらし創造部長室</p>
<p>当該各課（室、センター及び事務所）の長</p>	<p>秘書課長</p>				<p>防災統括室長</p>	<p>政策推進課長</p>	<p>広報広聴課長</p>	<p>市町村振興課長</p>	<p>総務部企画管理室長</p>	<p>法務文書課長</p>	<p>財政課長</p>	<p>文化・教育・くらし創造部企画管理室長</p>	



こども・女性局長室	福祉医療部長室	医療・介護保険局長室	医療政策局長室	水循環・森林・景観環境部長室	産業・観光・雇用振興部長室	観光局長室	食と農の振興部長室	県土マネジメント部長室	政策統括官室	地域デザイン推進局長室	会計管理者室	入札室	教育委員会委員室	教育長室
女性活躍推進課長	福祉医療部企画管理室長	医療保険課長	地域医療連携課長	水循環・森林・景観環境部企画管理室長	産業・観光・雇用振興部企画管理室長	ならの観光力向上課長	食と農の振興部企画管理室長	県土マネジメント部企画管理室長	まちづくりプロジェクト推進課長	まちづくり連携推進課長	会計局総務課長		教育委員会事務局企画管理室長	

教育理事室	
教育次長室	
監査委員室	監査委員事務局長
委員監査室	
予備監査室	
外部監査室	
監査委員事務局長室	
収用委員会委員室	収用委員会事務局長
出先庁舎の室又は場所	出先機関の長が指定した職員

(なら歴史芸術文化村構想等検討委員会規則及びなら歴史芸術文化村指定管理者選定審査会規則の一部改正)

- 9 次に掲げる規則の規定中「地域振興部企画管理室なら歴史芸術文化村整備推進室」を「文化・教育・くらし創造部企画管理室なら歴史芸術文化村整備推進室」に改める。
- 一 なら歴史芸術文化村構想等検討委員会規則（平成二十七年三月奈良県規則第五百号）第七条

- 二 なら歴史芸術文化村指定管理者選定審査会規則（平成三十一年三月奈良県規則第六十七号）第八条

(奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会規則の一部改正)

- 10 奈良県住民基本台帳ネットワークシステム審議会規則（平成十四年八月奈良県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「地域振興部市町村振興課」を「総務部知事公室市町村振興課」に改める。

(奈良県土地価格判定委員会規則の一部改正)

11 奈良県土地価格判定委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「課が」を「室及び課が」に改め、同条第一号中「地域振興部地域政策課」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室」に改め、同条第二号中「くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課」を「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」に改める。

(奈良県地価調査委員会規則の一部改正)

12 奈良県地価調査委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六条中「地域振興部地域政策課」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室」に改める。

(未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会規則の一部改正)

13 未来へつなぐ文化活動ステップアップ補助金審査委員会規則(平成三十年三月奈良県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条中「地域振興部文化振興課」を「文化・教育・くらし創造部文化振興課」に改める。

(奈良県文化財保存活用認定会議規則等の一部改正)

14 次に掲げる規則の規定中「地域振興部文化財保存課」を「文化・教育・くらし創造部文化財保存課」に改める。

一 奈良県文化財保存活用認定会議規則(平成二十八年三月奈良県規則第一百号)第七條

二 奈良県古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員規則(平成三十一年三月奈良県規則第六十三号)第三條

三 奈良県文化財保護体系推進会議設置規則(平成三十一年三月奈良県規則第六十四号)第七條

(史跡等整備活用補助金選定審査会規則の一部改正)

15 史跡等整備活用補助金選定審査会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「地域振興部文化資源活用課長」を「文化・教育・くらし創造部文

化資源活用課長」に改める。

第七条中「地域振興部文化資源活用課」を「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課」に改める。

（文化資源活用補助金選定審査会規則の一部改正）

16 文化資源活用補助金選定審査会規則（平成二十八年三月奈良県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「地域振興部文化資源活用課長」を「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課長」に改める。

第七条中「地域振興部文化資源活用課」を「文化・教育・くらし創造部文化資源活用課」に改める。

（奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会規則及び奈良県文化芸術振興奨学生選考委員会規則の一部改正）

17 次に掲げる規則の規定中「地域振興部教育振興課」を「文化・教育・くらし創造部教育振興課」に改める。

一 奈良県私立学校教育経常費補助金選定委員会規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十九号）第八条

二 奈良県文化芸術振興奨学生選考委員会規則（平成二十八年三月奈良県規則第九十九号）第七条

（奈良県放課後児童対策推進委員会規則の一部改正）

18 奈良県放課後児童対策推進委員会規則（平成二十七年三月奈良県規則第一百十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「福祉医療部子ども・女性局子育て支援課」を「文化・教育・くらし創造部子ども・女性局奈良っ子はぐくみ課」に改める。

（奈良県子どもを虐待から守る審議会規則及び奈良県子どもの貧困対策会議規則の一部改正）

19 次に掲げる規則の規定中「福祉医療部子ども・女性局子ども家庭課」を「文化・教育・くらし創造部子ども・女性局子ども家庭課」に改める。

一 奈良県子どもを虐待から守る審議会規則（平成二十六年三月奈良県規則第八十六号）第八条

二 奈良県子どもの貧困対策会議規則（平成二十七年三月奈良県規則第一百一十号）第

七条

(奈良県協働推進審査会規則の一部改正)

20 奈良県協働推進審査会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「くらし創造部青少年・社会活動推進課」を「文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課」に改める。

(奈良県スポーツアカデミー検討委員会規則等の一部改正)

21 次に掲げる規則の規定中「くらし創造部スポーツ振興課」を「文化・教育・くらし創造部スポーツ振興課」に改める。

一 奈良県スポーツアカデミー検討委員会規則(平成二十六年七月奈良県規則第十八号)第七条

二 奈良県立社会体育施設ネーミングライツ選定審査会規則(平成二十八年三月奈良県規則第百号)第八条

三 奈良県立橿原公苑指定管理者選定審査会規則(平成二十九年三月奈良県規則第七十号)第八条

(奈良県消費生活条例施行規則等の一部改正)

22 次に掲げる規則の規定中「くらし創造部消費・生活安全課」を「文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課」に改める。

一 奈良県消費生活条例施行規則(平成三年三月奈良県規則第四十六号)第七条

二 奈良県調理師試験及び製菓衛生師試験委員規則(平成十年三月奈良県規則第五十号)第四条

三 奈良県公衆浴場入浴料金協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第五十八号)第六条

(奈良県最終処分場緊急特別対策検討委員会規則等の一部改正)

23 次に掲げる規則の規定中「くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課」を「水循環・森林・景観環境部廃棄物対策課」に改める。

一 奈良県最終処分場緊急特別対策検討委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第五十九号)第七条

二 奈良県廃棄物処理施設設置検討委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十号)第八条

三 奈良県循環型社会推進協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第六十一号）  
第八条

四 奈良県産業廃棄物排出抑制等事業費補助金審査委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第六十二号） 第七条

（奈良県屋外広告物条例施行規則等の一部改正）

24 次に掲げる規則の規定中「くらし創造部景観・環境局景観・自然環境課」を「水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課」に改める。

一 奈良県屋外広告物条例施行規則（昭和三十五年六月奈良県規則第三十四号） 第八条の四

二 奈良県古都風致審議会規則（昭和四十二年四月奈良県規則第一号） 第八条

三 奈良県景観審議会規則（平成二十一年三月奈良県規則第六十一号） 第七条

（奈良県中小企業振興対策審議会規則の一部改正）

25 奈良県中小企業振興対策審議会規則（昭和三十三年五月奈良県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「産業・雇用振興部企画管理室」を「産業・観光・雇用振興部企画管理室」に改める。

（貸金業法施行細則の一部改正）

26 貸金業法施行細則（昭和五十八年十月奈良県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「奈良県産業・雇用振興部地域産業課」を「奈良県産業・観光・雇用振興部地域産業課」に改める。

（奈良県営競輪あり方検討委員会規則の一部改正）

27 奈良県営競輪あり方検討委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「産業・雇用振興部地域産業課」を「産業・観光・雇用振興部地域産業課」に改める。

（奈良県経営革新計画評価等委員会規則の一部改正）

28 奈良県経営革新計画評価等委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条中「産業・雇用振興部産業政策課」を「産業・観光・雇用振興部産業政策課

」に改める。

(奈良県大規模小売店舗立地審議会規則及び奈良県伝統的工芸品指定委員会規則の一部改正)

29 次に掲げる規則の規定中「産業・雇用振興部産業振興総合センター」を「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。

一 奈良県大規模小売店舗立地審議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十四号)第七号

二 奈良県伝統的工芸品指定委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十五号)第七号

(奈良県ビジネスプラン評価委員会規則の一部改正)

30 奈良県ビジネスプラン評価委員会規則(平成二十五年三月奈良県規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「産業・雇用振興部長」を「産業・観光・雇用振興部長」に改める。  
第六条中「奈良県産業振興総合センター」を「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。

(奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則の一部改正)

31 奈良県工業製品等の知的財産に関する協議会規則(平成二十六年三月奈良県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「産業・雇用振興部長」を「産業・観光・雇用振興部長」に改める。  
第七条中「産業・雇用振興部産業振興総合センター」を「産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター」に改める。

(奈良県高山第1工区立地基準等審査会規則の一部改正)

32 奈良県高山第1工区立地基準等審査会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「奈良県産業・雇用振興部長」を「産業・観光・雇用振興部長」に改める。

第六条中「産業・雇用振興部企業立地推進課」を「産業・観光・雇用振興部企業立地推進課」に改める。

(なら歴史芸術文化村構想宿泊事業者選定委員会規則の一部改正)

33 なら歴史芸術文化村構想宿泊事業者選定委員会規則(平成三十年十月奈良県規則第

二十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「産業・雇用振興部企業立地推進課」を「産業・観光・雇用振興部企業立地推進課」に改める。

(奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議規則の一部改正)

34 奈良県社員・シャイン職場づくり推進会議規則(平成二十四年十二月奈良県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「産業・雇用振興部長」を「産業・観光・雇用振興部長」に改める。

第七条中「産業・雇用振興部雇用政策課」を「産業・観光・雇用振興部雇用政策課」に改める。

(奈良県農政推進会議規則の一部改正)

35 奈良県農政推進会議規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条中「農林部企画管理室」を「食と農の振興部企画管理室」に改める。

(奈良県ウメ輪紋ウイルス緊急防除評価会規則の一部改正)

36 奈良県ウメ輪紋ウイルス緊急防除評価会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「農林部農業水産振興課」を「食と農の振興部農業水産振興課」に改める。

(奈良県農作物等の知的財産に関する協議会規則の一部改正)

37 奈良県農作物等の知的財産に関する協議会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「農林部農業水産振興課長」を「食と農の振興部農業水産振興課長

」に改める。

第七条中「農林部農業水産振興課」を「食と農の振興部農業水産振興課」に改める。

(奈良県農業新規参入者支援事業判定委員会規則の一部改正)

38 奈良県農業新規参入者支援事業判定委員会規則(平成二十四年十二月奈良県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「農林部担い手・農地マネジメント課」を「食と農の振興部担い手・農地マネジメント課」に改める。

第八条中「農林部長」を「食と農の振興部長」に改める。

(なら食と農の魅力創造国際実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会規則の



一部改正)

39 なら食と農の魅力創造国際大学校実践オーベルジュ棟指定管理者選定審査会規則（平成二十六年七月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「農林部担い手・農地マネジメント課」を「食と農の振興部豊かな食と農の振興課」に改める。

（奈良県林産物等の知的財産に関する協議会規則の一部改正）

40 奈良県林産物等の知的財産に関する協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「農林部林業振興課長」を「水循環・森林・景観環境部林業振興課長」に改める。

第七条中「農林部林業振興課」を「水循環・森林・景観環境部林業振興課」に改める。

（奈良の木利用拡大検討委員会規則の一部改正）

41 奈良の木利用拡大検討委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「農林部奈良の木ブランド課」を「水循環・森林・景観環境部奈良の木ブランド課」に改める。

（奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会規則及び奈良県公共交通基本計画策定委員会規則の一部改正）

42 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部地域交通課」を「県土マネジメント部リニア推進・地域交通対策課」に改める。

一 奈良県安心して暮らせる地域公共交通確保事業選定委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第九十八号）第七条

二 奈良県公共交通基本計画策定委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第九十九号）第八条

（天理ダム操作規則等の一部改正）

43 次に掲げる規則の規定中「奈良県県土マネジメント部河川課」を「奈良県県土マネジメント部河川整備課」に改める。

一 天理ダム操作規則（昭和五十五年十月奈良県規則第二十八号）第十一条第一号

二 初瀬ダム操作規則（平成三年三月奈良県規則第六十一号）第十一条第一号

- 三 岩井川ダム操作規則（平成二十一年十月奈良県規則第十五号）第十条第一号
- 四 大門ダム操作規則（平成二十五年七月奈良県規則第七号）第十条第一号

（奈良県河川整備委員会規則及び奈良県総合治水対策推進委員会規則の一部改正）

44 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部河川課」を「県土マネジメント部河川整備課」に改める。

- 一 奈良県河川整備委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十二号）第八条
- 二 奈良県総合治水対策推進委員会規則（平成二十七年三月奈良県規則第一百三号）

#### 第八条

（奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会規則の一部改正）

45 奈良県ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業審査委員会規則（平成二十六年三月奈良県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課大宮通り新ホテル・交流拠点事業室」を「産業・観光・雇用振興部観光局観光プロモーション課MICE推進室」に改める。

（大洲池公園指定管理者選定審査会規則の一部改正）

46 大洲池公園指定管理者選定審査会規則（平成二十九年三月奈良県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課」に改める。

（奈良公園地区整備検討委員会規則等の一部改正）

47 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課奈良公園室」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課奈良公園室」に改める。

- 一 奈良公園地区整備検討委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十三号）

#### 第八条

二 奈良公園植栽計画検討委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十四号）

#### 第七条

三 春日山原始林保全計画検討委員会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十五号）

#### 号）第八条

四 奈良のシカ保護管理計画検討委員会規則（平成二十五年七月奈良県規則第九号）

#### 第八条

五 奈良公園観光地域活性化審査会規則（平成二十五年十月奈良県規則第十六号）第八号

六 古城園周辺地区事業者選定委員会規則（平成二十八年十月奈良県規則第二十六号）第六号

七 高畑町裁判所跡地事業者選定委員会規則（平成二十八年十月奈良県規則第二十七号）第六号

（平城宮跡歴史公園指定管理者選定審査会規則及び平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会規則の一部改正）

48 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部まちづくり推進局公園緑地課平城宮跡事業推進室」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局公園緑地課平城宮跡事業推進室」に改める。

一 平城宮跡歴史公園指定管理者選定審査会規則（平成二十九年一月奈良県規則第三十三号）第八号

二 平城宮跡歴史公園歴史体験学習館の整備に関する検討委員会規則（平成三十年三月奈良県規則第六十五号）第七号

（奈良県営住宅指定管理者選定審査会規則及び奈良県住生活推進委員会規則の一部改正）

49 次に掲げる規則の規定中「県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課」を「県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」に改める。

一 奈良県営住宅指定管理者選定審査会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第八十六号）第八号

二 奈良県住生活推進委員会規則（平成二十五年三月奈良県規則第三百二十九号）第七号

（建築士法施行細則の一部改正）

50 建築士法施行細則（昭和二十六年一月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課」を「奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課」に改める。